

- 七 繩索(マニラヘンプ、マゲール纖維製ノモノ)
  - 八 絹織物、人造絹織物、ステープルファイバー織物及綿織物(交織物ヲ含ム)
  - 九 地氈
  - 十 帽子及帽體(フェルト製ノモノ)
  - 十一 鈕釦
  - 十二 紙、紙製品及セロファン
  - 十三 砥石
  - 十四 銅及黃銅(條、竿、板、線、筒、管及帶)
  - 十五 金屬製品
  - 十六 自轉車部分品
  - 十七 蓄電池及同部分品
  - 十八 金錢登錄機
  - 十九 ワイヤヘルド
  - 二十 ベニヤ合板及箱用仕組板
  - 二十一 經木條
  - 二十二 ランプ及同部分品
- 附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
(參照)  
昭和二年十二月大藏省令第三十九號ハ保稅工場法ニ依リ檢査ノ時ノ原料ノ性質及數量ニ依リ

輸入稅ヲ徵收セラルヘキ外國貨物指定ノ件ナリ

●大藏省令第六十三號  
米穀證券發行規程中左ノ通改正ス  
昭和十六年十月二十九日  
大藏大臣 賀屋 興宣  
農林大臣 井野 碩哉

第二條第一項第二號ヲ削リ第三號ヲ第二號トシ以下順次一號宛繰上テ

附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
(參照)  
昭和六年四月大藏省令第八號米穀證券發行規程抄錄  
第三條第一項  
米穀需給調節特別會計法第三條ニ依リ發行スル米穀證券ノ發行及交付ハ左記各號ノ定ムル所ニ依ル  
二 本證券ハ其ノ發行日ノ屬スル年度ノ八月一日若ハ十二月一日又ハ其ノ翌年度ノ四月一日若ハ八月一日ニ額面金額ヲ以テ之ヲ支拂フ

地方專賣局出張所名稱位置中札幌地方專賣局ノ部小樽ノ項ノ次ニ「旭川」ヲ加フ  
旭川  
地方專賣局煙草販賣所名稱位置中札幌地方專賣局ノ部旭川ノ項ヲ削リ廣島地方專賣局ノ部木次及出雲ノ項ヲ左ノ如ク改ム  
出 雲島標嶺出雲市  
木 次 大原郡木次町  
(參照)  
昭和十六年四月二日大藏省令第十二號ハ專賣局ノ製作所等名稱位置ノ件ナリ

●大藏省令第六十四號  
國民貯蓄組合法施行規則中左ノ通改正ス  
昭和十六年十一月二十五日  
大藏大臣 賀屋 興宣

第十七條ノ二 會社ノ營業所又ハ之ニ準ズベキモノニ於ケル國民貯蓄組合ノ組合長ハ當該組合ノ幹旋ニ依ル貯蓄ニシテ會社經理統制令施行規則第二十四條第一項第一號乙ノ規定ニ該當スルモノニ付テハ左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ限り當該有價證券ノ賣却又ハ當該郵便貯金、銀行預金若ハ信託シタル金錢ノ拂戻ニ付承認ヲ爲スコトヲ得

一 組合員退職ニ因リ組合ヲ脫退シタルトキ

二 當該貯蓄ヲ營業所又ハ之ニ準ズベキモノニ於ケル他ノ國民貯蓄組合ノ貯蓄(會社經理統制令施行規則第二十四條第一項第一號乙ノ規定ニ該當スルモノ)トシテ繼續スルトキ

三 當該貯蓄ニ關スル證券又ハ通帳若ハ證書ヲ會社經理統制令施行規則第二十四條第一項第一號甲ノ規定ニ準ジ當該會社ニ於テ保管スルモノトスルトキ

四 組合員又ハ家族ノ病氣、災害其ノ他已ムヲ得ザル事由アリト認ムルトキ  
附則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
●大藏省令第六十五號  
昭和十六年大藏省令第十二號中左ノ通改正  
昭和十六年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
昭和十六年十一月二十八日  
大藏大臣 賀屋 興宣

●大藏省令第六十六號  
酒稅法第二十七條ノ二ノ規定ニ依リ清酒、味淋、果實酒及雜酒ノ名稱及價格左ノ通定ム  
昭和十六年十一月二十九日  
大藏大臣 賀屋 興宣

種類 名 稱 價 格

清酒 昭和十六年七月農林省告示第六號ニ掲グルモノ

味淋 昭和十六年七月農林省告示第七號ニ掲グルモノ

昭和十五年十月商工省告示第十號一清酒ノ項(七)ニ掲グル小賣業者最高販賣價格ニ製造場ヨリ移出シタル數量ヲ乘ジテ算出シタル價格

昭和十五年四月商工省告示第一號ニ味淋ノ項(一)(二)(七)及四ノ(ロ)但書ニ依ル加算額ヲ除クニ掲グル小賣價格ニ製造場ヨリ移出シタル數量ヲ乘ジテ算出シタル價格

果實酒

昭和十五年九月大藏省告示第七號三特殊銘柄品販賣價格ノ項(一)ニ掲グルモノ

同告示三特殊銘柄品販賣價格ノ項(一)及一五ノイ)ニ掲グル小賣價格ニ製造場ヨリ移出シタル數量ヲ乗ジテ算出シタル價格

雜酒

昭和十五年九月大藏省告示第七號中左ニ掲グル種別又ハ銘柄ノモノ但シ燻詰ノモノニ限ル

二雜酒ノ項(二)ニ掲グルシヤンパン、本格ウキスキー及本格ブランド(ボケット用ヲ含ム)竝ニ其ノ他ノリニキール類

三特殊銘柄品販賣價格ノ項(二)ニ掲グルヘルメス、デリカ(白)及特選皇國ポトワイン

同項(三)及(四)ニ掲グルモノ

同項(五)ニ掲グルニツカ林檎酒及養命酒

前項ノ價格中製造場ヨリ移出シタル數量トアルハ保稅地域ヨリ引取リタル酒類ニ付テハ保稅地域ヨリ引取リタル數量トス

附則

本令ハ昭和十六年十二月一日ヨリ之ヲ施行ス

●大藏省令第六十七號

遊興飲食稅法施行規則第九條ノ二ノ規定ニ

依ル料金領收書ノ書式左ノ通定ム

昭和十六年十二月一日

大藏大臣 賀屋 興宣

遊興飲食稅法施行規則第九條ノ二ノ規定ニ

依ル料金領收書ハ料理店(カフェー、バー及

之ニ類スル料理店ヲ除ク)、貸席、貸座敷、引

手茶屋ニ在リテハ第一號書式ニ、旅館ニ在

リテハ第二號書式ニ、カフェー、バー及之ニ

類スル料理店ニ在リテハ第三號書式ニ依リ

之ヲ調製スベシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス



特撰菊正宗 株式會社本嘉納商店  
大吟醸キンシ 京都府 株式會社堀野久造商店  
正宗 兵庫縣 小西酒造株式會社  
萬歲紋白雪 〃 松竹梅酒造株式會社  
松竹梅 〃 廣島縣 山根 薫  
名譽醉心 (參照)

昭和十五年四月二日農林省告示第十號ハ清酒及合成清酒ノ販賣價格指定ノ件ナリ

農林省告示第四號

昭和十五年四月二日農林省告示第一號中ニ味淋ノ項(七)ノ規定ニ依リ昭和十四酒造年度仕込味淋左ノ通指定ス  
本告示ハ昭和十六年六月三十日迄其ノ效力ヲ有ス

昭和十六年四月十四日

農林大臣 石黒 忠篤  
大藏大臣 河田 烈  
商標 生産地 生産者  
九重櫻 愛知縣 石川 和男

(參照)

昭和十五年四月二日農林省告示第一號ハ價格等統制令ノ規定ニ依リ清酒、合成酒、燒酎及味淋ノ販賣價格指定ノ件ナリ

農林省告示第五號

昭和十五年四月二日農林省告示第十號清酒及合成清酒ノ販賣價格指定ノ件)中左ノ通改正ス  
昭和十六年七月一日

農林大臣 井野 碩哉  
大藏大臣 河田 烈

一ノ(七)及(八)ヲ左ノ如ク改ム  
(七)主務大臣ノ指定スル清酒ニシテ左ノ規格ヲ有スルモノノ販賣價格(一)乃至(三)ノ規定ニ拘ラズ左ノ通トス但シ五及六ノ規定ニ依ル加算ハ之ヲ爲シ得ザルモノトス

規 格 生産者 卸賣業 小賣業  
アルコー 原エキ 販賣價者販賣 者販賣  
ル分 ス分 格 格 格 格  
一升詰 一六度 三三度 四〇度 四六度 五〇度  
燻當 以上 以上 二〇五 二二〇 二五〇

生産者ガ小賣業者(四)ノ業者又ハ直接消費者ニ販賣スル場合ノ價格ハ卸賣業者ノ販賣價格ニ依ルコトヲ得ルモノトス  
(八)東京府及神奈川縣ニ於テ生産者、卸賣業者及小賣業者ノ販賣スル價格ハ一升ニ付一〇錢ヲ(一)乃至(三)及(七)ノ價格ニ夫々加算スルコト

農林省告示第六號

昭和十五年四月二日農林省告示第十號(清酒及合成清酒ノ販賣價格指定ノ件)一清酒ノ項(七)ノ規定ニ依リ清酒左ノ通指定ス  
本告示ハ昭和十七年六月三十日迄其ノ效力ヲ有ス

昭和十六年七月一日

農林大臣 井野 碩哉  
大藏大臣 河田 烈

商 標 生産地 生産者  
青松白雁 兵庫縣 株式會社辰馬悅誠商店  
墨松白雁 〃 〃 〃  
裏紋正宗 〃 〃 〃  
松竹梅 〃 〃 〃  
特撰日本盛 〃 〃 〃  
鳳紋特撰菊花 〃 〃 〃  
特撰菊正宗 〃 〃 〃  
金冠白鶴 〃 〃 〃  
黒松白鹿 〃 〃 〃  
葵紋大關 〃 〃 〃  
大飛切東自慢 〃 〃 〃  
馳稱櫻正宗 〃 〃 〃

株式會社本嘉納商店  
株式會社堀野久造商店  
株式會社本高田商店  
秋田銘醸株式會社  
合名會社伊藤仁右衛門商店  
佐藤卯兵衛  
株式會社堀野久造商店  
株式會社大倉恒吉商店  
京都市 京都市  
京都府 京都府  
及兵庫 及兵庫  
縣 縣  
廣島縣 廣島縣  
山根 薫  
賀茂鶴酒造株式會社  
合名會社小林本店  
司牡丹酒造株式會社  
肥塚安雄

農林省告示第七號

昭和十五年四月二日農林省告示第一號(清酒、合成清酒、燒酎及味淋ノ販賣價格指定ノ件)ニ味淋ノ項(七)ノ規定ニ依リ味淋左ノ通指定ス  
本告示ハ昭和十七年六月三十日迄其ノ效力ヲ有ス

昭和十六年七月一日

農林大臣 井野 碩哉  
大藏大臣 河田 烈